

2014年10月22日  
熱帯林行動ネットワーク  
運営委員 川上豊幸

#### 項番 38 について

改定案では、「影響」を専門的知見で評価するとなっておりますが、以下に示したように、世銀セーフガード政策や IFC パフォーマンス・スタンダードでも、やはり、「緩和策」の方を専門的知見で評価する形になっていると思います。また、単に「影響の緩和策が検討されなければならない」というように、「検討」するだけでなく、影響の緩和策の技術的妥当性やノーネットロスといった形で緩和策の評価も行うことが求められていると思います。

加えて、他に実行可能な代替案がないことの確認も、世銀や IFC の双方で明記されています。よって、以下のような修正案を提案します。

修正案の文言：「プロジェクトが自然生息地（天然林を含む）の著しい転換または著しい劣化を伴う場合には、影響の回避が優先的に検討されなければならない。実現可能な代替案がなく、影響の回避が可能でない場合には、影響への十分な緩和策が作成されなければならない。プロジェクトが自然生息地に及ぼす影響への緩和策の選択は、専門的知見に基づき評価する。」

以下は、世界銀行セーフガード政策や IFC パフォーマンス・スタンダードの関連箇所の書かれている内容です。

（緩和策の内容について）

世銀では、以下のように緩和策については、技術的妥当性を確認し、適切な専門的知見を用いると明記されています。

OP 4.04 の項目 5「そうした緩和策には、生息地損失の最小化（戦略的な生息地保全、開発後の回復など）、生態学的に類似した保護区域の構築と維持などが必要に応じて含められます。世銀がそれ以外の形の緩和策を受け入れるのは、そうした緩和策の技術的妥当性が認められる場合に限られます。」

項目 7「自然生息地に関するコンポーネントを含むプロジェクトは、案件形成、審査、案件監理において、緩和策の十分な設計と実施を確保するための適切な専門的知見を用いる事とします。」

一方、IFC でも、できれば、緩和策がノーネットロスを達成するような形で実施されるように求めており、回避できなかった影響についてはオフセットを利用することなどが示されており、その場合には、外部専門家の関与が必要だということになっています。

IFC PS p.42

「10. For the protection and conservation of biodiversity, the mitigation hierarchy includes biodiversity offsets, which may be considered only after appropriate avoidance, minimization, and restoration measures have been applied. A biodiversity offset should be designed and implemented to achieve measurable conservation outcomes that can reasonably be expected to result in no net loss and preferably a net gain of biodiversity; however, a net gain is required in critical habitats. The design of a biodiversity offset must adhere to the “like-for-like or better” principle and must be carried out in alignment with best available information and current practices. When a client is considering the development of an offset as part of the mitigation strategy, external experts with knowledge in offset design and implementation must be involved.」

IFC PS p.43

「15. In areas of natural habitat, mitigation measures will be designed to achieve no net loss of biodiversity where feasible.」

(代替案について)

OP 4.04 項目 5 「世銀は、当該プロジェクトおよびその立地について実行可能な代替案がなく、なおかつ当該プロジェクトの全体的な便益が潜在的な環境コストを上回っていることが包括的な分析によって実証されない限り、自然生息地の著しい転換を伴うプロジェクトは支援しません。」

IFC PS p.42 「14. The client will not significantly convert or degrade<sup>7</sup> natural habitats, unless all of the following are demonstrated:

- No other viable alternatives within the region exist for development of the project on modified habitat;
- Consultation has established the views of stakeholders, including affected Communities, with respect to the extent of conversion and degradation; and
- Any conversion or degradation is mitigated according to the mitigation hierarchy.」

以上